

建設労働者確保育成助成金 技能実習コース(経費・賃金助成) !!

技能講習や特別教育を受講させた事業主は、経費や賃金の助成を受けられる制度です。

対象は中小建設事業主で、雇用する建設労働者が受講した場合です。

《経費助成》事業主が負担する受講料の8割が助成されます。

《賃金助成》は建設労働者(雇用保険被保険者)に有給で受講させた場合、賃金の一部が助成となります。

1. 助成を受けられる中小事業主とは

雇用保険料率が16.5/1000を適用されている中小建設事業主(資本金3億円以下、又は従業員300人以下の建設事業主)で、支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を滞納していない事業主。)

2. 対象となる受講者

《経費援助》事業主が自社の雇用する建設労働者(雇用保険被保険者資格取得者)であり、講習経費(受講料)を事業主が負担していること。

《賃金助成》受講者が雇用保険被保険者資格取得者であり、受講日の賃金を通常の賃金と同額かそれ以上支払うこと(法定労働時間外又は休日に受講する場合は、振替休日付与或いは割増賃金支払いをすること)。

制度の一部が改正されます!!

改正4月10日及び10月1日

【主な改正内容の概略】

助成金を受給するための手続きに、「計画届の届出」が必要となります。

- ・提出期限 事業(技能実習)を実施しようとする日の原則1か月前までに、
- ・提出先 主たる事業所の所在地を管轄する労働局又は、ハローワーク
- ・適用月日 計画届は、平成27年10月1日以降に開始される技能実習から必要となりますので、注意してください。

- ・様式 建労確保育成助成金(技能実習(経費・賃金助成))計画届(建助様式第2号)

支給申請に必要な添付書類の追加

登録教習機関等に委託して実施する場合、委託費の領収書(写し)の添付を求めているところですが、「現金出納帳等事業主が負担したことが確認できる書類」も添付が必要となります。

(新チェックリストの項目に追加しています)

適用月日は、平成27年4月10日以降に開始される技能実習からとなります。

支給要件確認申立書の様式が変更しました。

*詳しくは建災防広島県支部ホームページ <http://www.jcosha-hiroshima.jp/> または

<問い合わせ先及び書類提出先>

主たる事業所の所在地を管轄する労働局又はハローワークにお願いします。